

事業承継をきっかけとして、経営革新・事業転換に
挑戦する方を応援します！

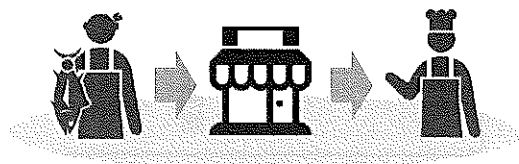
中小企業庁 平成29年度予算事業

新設

平成29年度事業承継補助金

➤ 補助対象

- ・ 地域経済に貢献する中小企業による
- ・ 事業承継をきっかけとした
- ・ 経営革新や事業転換を支援



➤ 補助上限 (補助率 2/3)

- ・ 経営革新を行う場合... **200万円**
- ・ 事業所の廃止や、
既存事業の廃止・集約を伴う場合... **500万円**

《対象となる取組の例》

① 経営革新

- ・ 特定の商品を取り扱っていた小売業者が、顧客からの要望を踏まえ、多様な商品を扱う新店舗を出店

補助上限

200万円

② 事業転換

- ・ 食料品小売業者が、仕入ルートを生かした飲食店を開業するため、既存店舗の解体・改装を行う
- ・ 事業を多角化させていた卸売業者が、不採算事業から撤退するとともに、高付加価値な資材製造業に進出

補助上限

500万円

募集期間：2017年5月8日(月)～6月2日(金)

創業・事業承継補助金事務局

住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-17-9 興和日東ビル3F

電話：03-5148-7051

受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00/月～金曜日(土日祝を除く。)

<http://sogyo-shokei.jp> (5月8日ウェブサイトOPEN)

【概要】

※詳細はウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

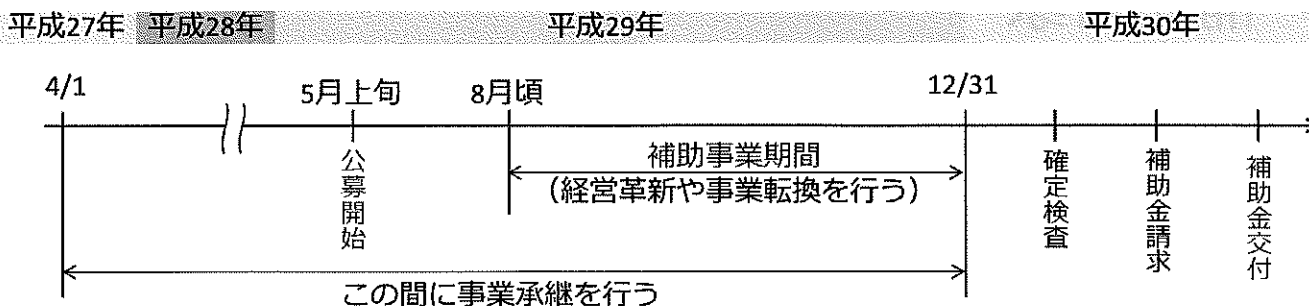
◆補助対象者

- ・地域に貢献する中小企業であること

※他社との取引関係や地域の需要に応える商品・サービスの提供、
雇用の維持・創出によって地域に貢献している中小企業をいいます。

- ・事業承継（代表者の交代）を行うこと

2015年4月1日から補助事業期間終了日（最長2017年12月31日）
までに代表者の交代を行うことが必要です。



◆対象となる事業（新たな取組）

- ・経営革新等

※ビジネスモデルの転換（新商品、新分野への挑戦等）による市場創出、
新市場開拓 等

※新規設備導入（製造ラインのIT化、顧客管理システム刷新等）による
生産性向上 等

- ・事業転換

※事業所の廃止や既存事業の集約・廃止 等

◆補助上限額・補助率

※経営革新を行う場合・・・200万円

※事業所の廃止や、既存事業の廃止・集約を伴う場合・・・500万円

※補助率 2/3

◆補助対象経費

○設備費 ○人件費 ○外注費 ○委託費 ○広報費 ○謝金

○旅費 ○原材料費 ○店舗等借入費 ○会場借料

○本補助事業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費

○知的財産権等関連経費 ○マーケティング調査費

【事業所の廃止、既存事業の廃業・集約を伴う場合】※次の経費も追加

○在庫処分費 ○解体費・処分費 ○原状回復費

◆留意点

認定支援機関が作成する、①地域に貢献する中小企業であること

②経営革新等の独創性など

③事業期間中に継続的な支援を行うこと

を記載した「**確認書**」が必要です。最寄りの認定支援機関にご相談ください。

※確認書のフォーマットもウェブサイトに掲載しています。